

金融庁接受日 平成14年11月25日

平成14年11月22日

金融庁監督局銀行第一課長
鈴木正規殿

照会者

東京都千代田区内幸町1-1-5

株式会社みずほ銀行

常務執行役員 西浦 三郎 

法令適用事前確認手続き申請書

平成13年7月より実施されている「法令適用事前確認手続」に基づき、「銀行が経営資源の余剰部分を広告媒体として他者に有料で使用させることを目的として広告代理店と契約し、その広告代理店が他者に使用させる」業務について、下記のとおり照会いたしますので、ご検討いただき、ご回答下さいますようお願い申し上げます。

1. 計画している事業の具体的な内容

(1) 事業の概要

銀行が経営資源の余剰部分を広告媒体として他者に有料で使用させることを目的として広告代理店と契約し、その広告代理店が、他者に使用させる。

(銀行は、自らが広告を製作するのではなく媒体提供者の立場。また、運営・管理については、広告代理店が行なう)

(2) ビジネススキーム

スキーム1

自行の管理する現金自動預払い機（以下、ATM）のディスプレイ画面（以下、画面）の空きスペースを他者に有料で広告媒体として使用させる。

スキーム2

ATMの利用明細票の空きスペースを他者に有料で広告媒体として使用させる。

スキーム3

自行で保有する営業店舗の壁面・屋上設備（以下、壁面等）の空きスペースを他者に有料で広告媒体として使用させる。

○ 概要

スキーム1

- ATMを利用し取引を処理する場合、ATM利用者は、画面に表示される指示内容に従い、画面をタッチし（画面の横等、ATMに設置された取引ボタンをタッチする機種もある）、画面を展開させ、その手続きを行なうが、依頼処理を完了するには、所要の時間がかかる（*1）。この間ATM利用者は、依頼処理の完了を待っており、画面の表示内容も「ただいまお手続き中ですが、しばらくお待ちください」等、簡単な案内表示だけである。
- また、上記の画面以外に利用されていない時に表示される「顧客待ち受け画面」やATMにおいて利用可能な取引を表示した「取引開始画面」などがあるが、これらの画面についても画面上に空きスペースがある（*2）。
- 本スキームは、こうした画面を広告媒体として活用し、利用者に対し他者の情報を提供するスキームである。

（*1）表示される時間は処理される取引により様々であるが、例えば通帳記帳の場合、40秒（2ページ記帳）程度に及ぶ場合もある。

（*2）主な画面は以下のとおり。

・「顧客待ち受け画面」…利用されていない時に表示される画面。画面に触れること等により、「取引開始画面」へ展開する。（「顧客待ち受け画面」が「取引開始

画面」のタイプあり)

- ・「取引開始画面」…当該ATMにおいて利用可能な取引を表示した画面。画面に触れる等により、「取引処理画面」へ展開する。
- ・「取引処理画面」…実際に取引を処理するための案内画面。取引種類によりそのパターンは様々。例えば、通帳記帳の場合、「通帳記帳を行ないます。通帳挿入口に通帳をお入れください」の表示をする。(一取引一画面とは限らない)
- ・「処理中画面」…取引を処理する間に表示される画面。
- ・「取引終了画面」…手続きが完了した旨を表示する画面。

スキーム2

- ATMを利用し取引を処理する場合、その結果については、通帳への記帳、画面への表示、利用明細票を発行するなどにより利用者に連絡しているが、利用明細票には、利用者への連絡や取引処理結果の表示以外の空きスペースがある。
- 本スキームはこうした利用明細票を広告媒体として活用し、利用者に対し他者の情報を提供するスキームである。

スキーム3

- 壁画等に看板を設置する場合、自行の看板のみを掲示しているが、他者の看板を設置し対価を得ることは行っていない。
- 本スキームは、この壁画等を自行用に活用するだけでなく他者用にも活用し、その対価を得るスキームである。

○ 銀行・広告代理店・広告主（以下、スポンサー）の関係

銀行-広告代理店

銀行は広告媒体提供者。銀行と広告代理店は広告媒体に関する契約を締結する。広告代理店は本スキームの運営・管理(*)を行なう。

(*)主な業務は、スポンサーの募集、広告の作成、スポンサーとの広告条件（広告内容・契約期間・掲出料・広告エリア・損害賠償ルール等）交渉等

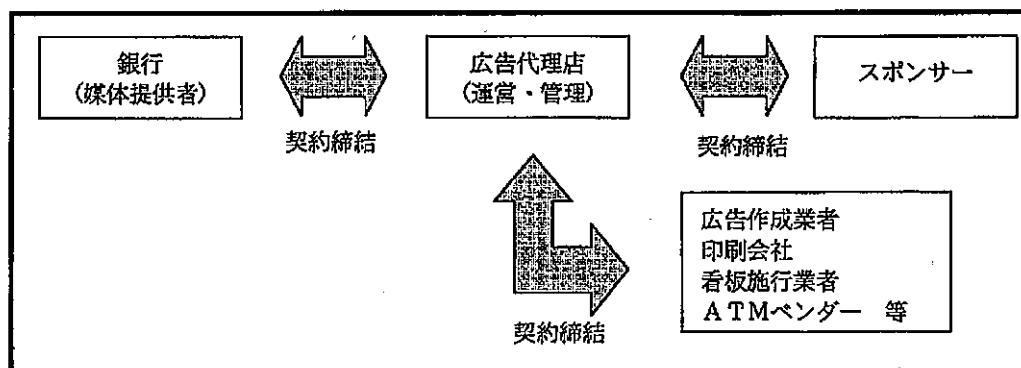
両者間の主な契約項目は以下のとおり。

契約項目	内容
目的	媒体の利用目的が広告であることを定める。
物件	<p>スキーム1・2</p> <p>広告媒体とするATMのエリアを定める。</p> <p>例：全国一律、特定地域（例：東京都）、店舗単位（例：ターミナル店舗）、ATMベンダー単位</p> <p>スキーム3</p> <p>看板を設置する営業店・看板の形態（ネオン、電飾・照明付等）を定める。</p>

契約期間	契約期間以外に、契約の更新ルール、契約の途中で解約する場合のルール等、契約期間に関するルールを定める。
掲出料	金額・支払日・支払い方法等を定める。
広告内容	銀行の公共性と社会性に鑑み、公序良俗に違反するものや、当該商品・サービスが法令に抵触する懸念があるものなどを排除することとし、具体的な基準については、契約の付隨条件として定める。
誤認防止	誤認防止の観点から、広告物に「広告」である旨の表示や、関係会社でないことの明示を行なうなどの措置をとる。
損害賠償	運営に関する損害賠償等の費用負担は広告代理店が負うことを定める。

広告代理店-スポンサー

広告代理店とスポンサーは、広告掲示に関する契約条件について契約する。広告代理店は、スポンサーと契約し、広告に関する具体的な条件を定める。



○ システム開発

スキーム1

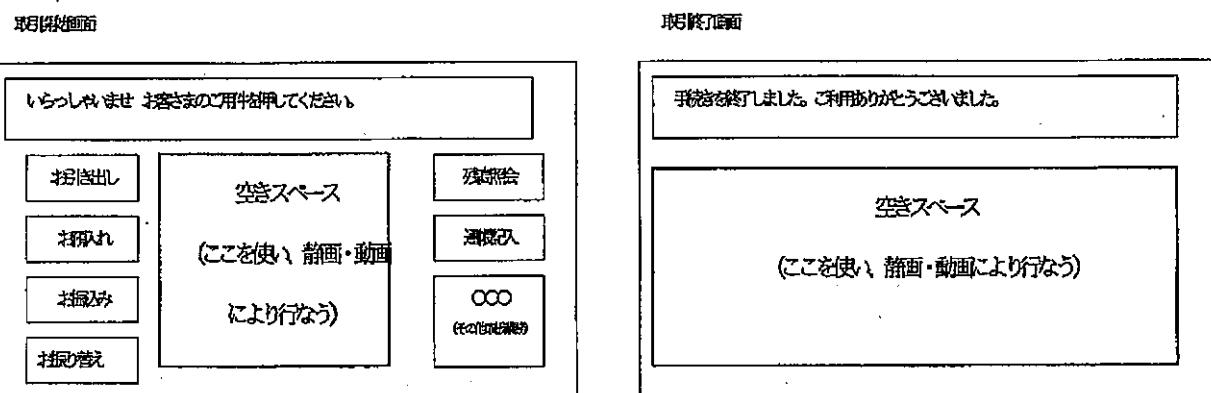
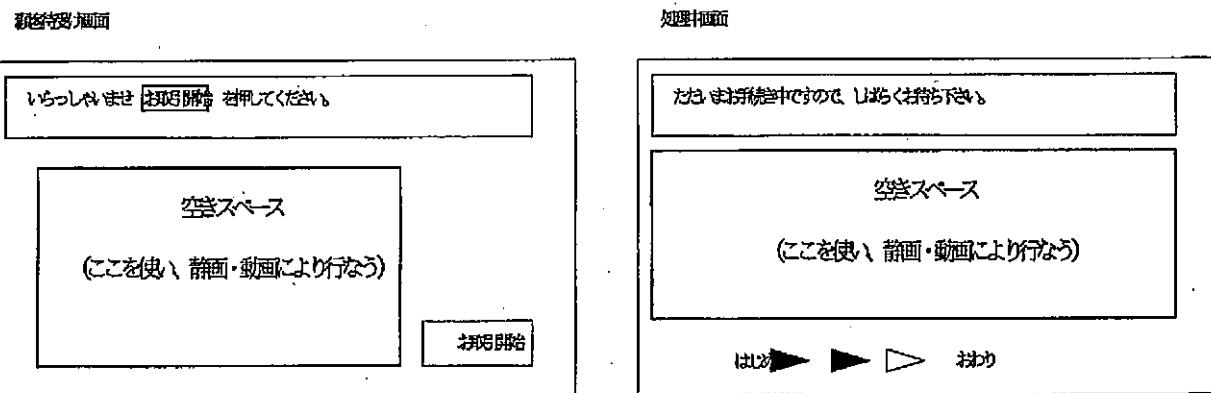
- 銀行の保有するATMの保守・管理を担っているATMベンダーが、コンテンツをATMのソフトプログラムに入れ込むシステムを開発する（開発費：ATM1機種あたり5百万円程度）。銀行はATM画面の変更に伴うテストを行なう。

スキーム2・3

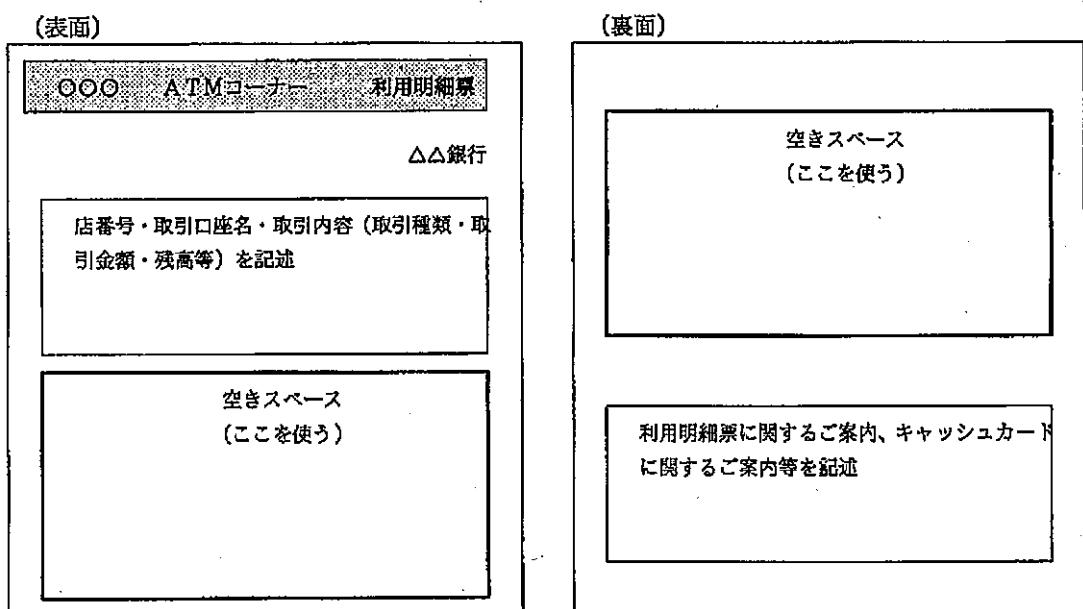
- 銀行においてシステム開発不要。（スキーム2は印刷会社が印刷する広告用の利用明細票をATMに装填することにより対応、スキーム3は看板施工業者による看板の設置工事が必要）

○ 活用イメージ

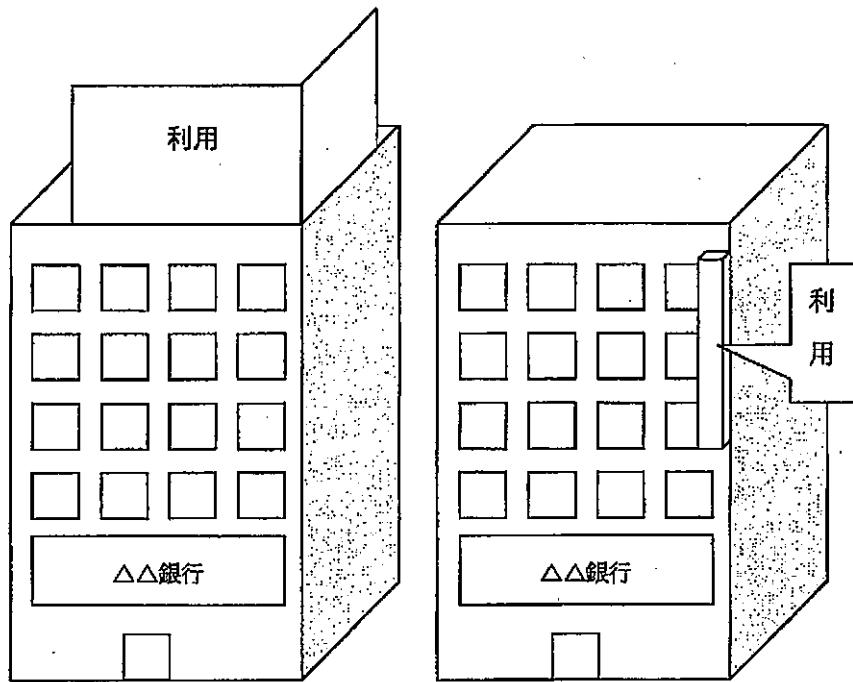
スキーム 1



スキーム 2



スキーム3



2. 確認したい法令

(1) 法令

銀行法（以下、法）第12条、法第26条、法第27条

(2) 確認事項

法第12条において、銀行は固有業務、付随業務及び法第11条の証券業務、および他の法律で特に許されたもの以外の業務、即ち、他業を営むことができないことが定められており、本スキームにおける銀行の業務が他業に該当するものとして法第26条、法第27条に定められた業務の停止・免許の取り消し等の不利益処分に課されないことを確認するもの。

3. 見解とその根拠

(1) 見解

本スキームは銀行法（以下、法）第10条第2項に該当し、よって法第12条に抵触せず、法第26条、法27条の不利益処分に課せられる恐れはないと考える。

また、法第10条第2項の範囲については、事務ガイドライン1-6-4(8)に4つの観点が示されており、下記根拠のとおり検討する。

(2) 根拠

以下の検討結果を踏まえ、当該業務は法第10条第2項「その他の銀行業に付隨する業務」に該当し、法第12条で定められている他業禁止の規程に抵触しないと考える。

観点④「銀行が固有業務を遂行する中で、正当に生じた余剰能力の活用に資するか」について

スキーム1・2は、ATMにより取引処理を行なうために必要となる画面・利用明細票のうち、取引処理に使用しておらず取り除くこともできないスペースを活用するスキームであり、スキーム3も営業店舗の業務に使用しておらず取り除くこともできない営業店舗の壁面等を活用するスキームである。

即ち、当該業務は、銀行の固有業務の遂行に必要な資源であるATM画面・利用明細票、営業店舗の壁面等に生じた余剰部分を広告表示の媒体として使用させる業務であり、「銀行が固有業務を遂行する中で、正当に生じた余剰能力を活用」した業務であると考える。

観点③「当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか」について

まず「銀行業務との機能的な親近性」についてであるが、当該業務は、銀行の固有業務の遂行に必要なATM画面・利用明細票、営業店舗の壁面等を活用して情報提供を行なうものであり、送金・預金などの固有業務上の情報提供と機能的な親近性があると認められる。

次に「銀行業務とのリスクの同質性」についてであるが、当ビジネススキームに関連し想定される主なリスクとそれに対する「銀行業務との同質性」は以下の通りと考える。

A. 事務ミス・システム障害によるスポンサーに対する契約不履行リスク

当該リスクは、媒体提供者である銀行において事務ミス・システム障害等が発生し契約を履行できないリスクであるが、銀行の固有業務においても同質のリスクは存在している。また、銀行は固有業務の遂行において金銭の受払に直接関連する情報を扱っており、当該リスクは、銀行の固有業務の遂行に伴うリスクと比較して小さいものであると認められる。

B. スポンサーとなる企業や広告内容にかかるレビューションリスク

公序良俗に違反するものや商品・サービスが法令に抵触する懸念があるものを排除することのみならず、銀行の公共性と社会性に適合する企業や内容のみを広告表示の対象としているので、銀行のレビューションリスクを現状より高めることにはならない。また、十分な誤認防止措置をとることにより、広告内容を銀行商品と誤認するリスクは発生しないと考える。

C. 過大な投資リスク

当該業務における大幅なシステム開発は不要。また、本スキームにおける投資は、原則掲出料に含めることになり、過大な投資リスクは発生しないと考える。

観点②「当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっているか」について

当該業務は、ATMや営業店舗における正当に生じた余剰能力を活用して情報提供を行なうものであり、ATMや営業店舗により処理される預金・為替業務に伴う事務量及び当該取引による収益に比べ過大なものとはならないと考える。

観点①「当該業務が法第10条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務に準ずるか」について

当該業務と固有業務との関連性・親近性について、法第10条第2項各号と総合的に対比すると、当該業務は、ATM・営業店舗といった銀行が固有業務を遂行する上で必要な設備を管理する業務と類似するものである。

また、業務内容が情報提供にとどまること、銀行の固有業務の遂行に伴って正当に生じた余剰の活用であること、銀行の固有業務の遂行に支障を生じる恐れのないこと、から、他業禁止の趣旨に照らして問題があるとは認められず、「法第10条第1項各号及び第2項各号に準ずる業務」と考えられる。

4. 照会者名の公表について

特段問題はございません。

以上